

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

～ NACCS を利用して輸出入申告を行う輸出入者等の皆様へ ～

本年 7 月より、NACCS を利用して行われる輸出入申告のうち区分 1（簡易審査扱い）とされたものに係る通関関係書類については、一部の申告を除いて、原則として、税関への提出を省略することとしておりますが、輸出入許可通知書に書類の提出の要否が表示されるまでの間は、区分 1 とされた輸出入申告であっても通関関係書類の提出を認める弾力的運用を行っております。

10 月 21 日（日）より、輸出入許可通知書に提出の要否に係る表示がなされることとなりますのでお知らせします。

なお、上記弾力的運用は 10 月 31 日（水）許可分をもって終了することとなりますが、現在弾力的運用を行っている営業所で、10 月 22 日（月）許可分以降について弾力的運用を希望しない場合は、別紙申出書により、10 月 12 日（金）までに最寄りの官署に申し出てください。

輸出入許可通知書への書類の提出の要否の表示について

- 輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、通関関係書類の提出要否を示す記号「Y」が表示されます。
- 「Y」が表示されている場合には、税関への通関関係書類の提出が必要となります。
（注）輸出入申告の入力に誤り等があった場合は、「Y」が正しく表示されないことがあります。

また、10 月 21 日（日）より、電子インボイス業務に関する取扱いを変更することとしておりますのでお知らせします。

電子インボイス業務に関する取扱いについて

- 電子インボイス業務の入力項目について、品名欄に入力できる文字数を 100 桁から 200 桁に拡大するとともに、1 回に登録することができる品名数を 200 欄から 800 欄に増加します。

【問合せ先】

大阪税関業務部通関総括第 1 部門

電話 06-6576-3314

平成 年 月 日

区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱いの
取り止め申出書

大阪税関長 殿

申 出 者

営業所住所

通関業者名称・営業所名称

営業所の責任者氏名

印

区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の提出について、当営業所においては、輸出入許可日が10月22日（月）以降となる申告については、弾力的な取扱いを取り止めますので、申し出ます。

記

(1)営業所の利用者コード

(2)弾力的な取扱いの申出番号

輸入
輸出

()

(注) NACCS 利用者コードを記載して下さい。

(注) 弾力的な取扱い申出書の左上に付番された申出番号を記載して下さい。

(3)連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

※ 受 理 印

(注) 輸出入で担当が異なる場合は、担当を明記の上、
それぞれ記載して下さい。

(※申出書2通を提出して下さい。)

※ 受 理 印